

ささしまライブ 24 地区
1 号公園・高速道路高架下広場の
催事等使用の手引き

令和 6 年 12 月

ささしまライブ 24 総合整備事務所

はじめに

名古屋駅の南約 1 km に位置し、新幹線の車窓からも一望できるささしまライブ 24 地区内に設けられた 1 号公園及び名古屋都市高速道路の高架下広場（以下、「公園等」という。）

は、「国際歓迎・交流拠点」という開発コンセプトに則った賑わいの場であるとともに、都市の中心部では貴重な水辺を活かした憩いの緑地空間となっています。

また、公園等の周囲にはオフィス、商業施設、大学、住宅等が立ち並ぶとともに、憩いの空間として自由な利用がなされています。

催事等の利用にあたっては、周辺施設等に迷惑をかけない騒音等の配慮が必要となりますので、ご使用をお考えの方は、この手引きに沿って、適切な手続き及び運営をされるようお願いいたします。



「公園等」につきましては、現在は土地区画整理事業の施行中であるため、都市公園法等により管理されている公園ではなく、土地区画整理事業の施行者としての管理権限により管理されています。

このため、公園等を催事等で使用する場合は「名古屋都市計画事業ささしまライブ 24 土地区画整理事業施行地区内の管理地の一時使用に係る取扱い要綱」に規定された管理地一時使用承認申請手続き（以下、「承認申請」という。）が必要になります。

1. 申請手続き

【受付開始日】公園等を使用する月の3ヵ月前の初日

（例：8月1日～8月31日の期間中に使用の場合、5月1日開始）

（※使用する前の3ヵ月前の初日が土日祝日の場合はその翌平日）

【使用期間】原則、連続して5日間（設営撤去の期間を含む）以内

【申請提出期限】公園等の使用を開始する2週間前 ※厳守

※申請内容（催事内容）の内容によって調整に時間がかかる場合もありますので余裕をもって事前に担当者と相談していただいたうえ申請をしてください。

※「管理地の使用について（依頼）」（様式 B）をメールまたは持参にて提出していただいた時点での予約となります。なお、郵送もしくは電話では受付・予約はできません。

※名古屋市と維持管理協定を締結している者が、優先確保に先んじて使用承認を得ている場合がありますので使用できない場合があります。

2. 優先確保

下記条件（1）～（3）のいずれか一つを満たしている場合は、通常の受付開始前に優先確保申請書を提出していただくことで、優先的に使用承認を得ることが可能です。公園等を使用したい月の5ヵ月前の初日から4ヵ月前の末日まで受付を行います（様式 A）。

- （1）主催が国・地方公共団体等、公共的団体、報道機関であること
- （2）名古屋市が後援していること
- （3）主催が一般社団法人ささしまライブまちづくり協議会であること

3. 使用面積

名 称 (愛 称)	(チャンネルパークささしま)		
	1号公園 (パークエリア)	高架下広場 (チャンネルゲートエリア)	
		<西エリア>	<中央エリア>
面 積	6,700 ㎡	1,730 ㎡	2,400 ㎡
使用可能面積	6,600 ㎡	1,490 ㎡	2,200 ㎡

4. 実施可能な催事等

使用承認を受けることにより公園等において実施可能となる催事等といたしまして、通常の都市公園の制限に準じた下記の行為に限られます。

- (1) 業として写真又は動画を撮影すること。
- (2) 公園等の全部または一部を独占して競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行事を行うこと。
- (3) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。
- (4) マルシェ等の許可にあたっては、次に掲げる基準を満たした催事としてください。
 - ア 主催者が多数の出店者を募って開催するものであること
 - イ 公園等の賑わいの創出や利用増進に資するものであり、主たる目的が企業・商品等の宣伝でないこと
 - ウ 販売する物品の価格が、著しく高額なものでないこと

※催事等の内容によっては使用の承認ができない場合や、事前に周辺の事業者・住民の同意を求める場合があります。

5. 営利行為の禁止

上記の(1)～(4)に該当する場合であっても、営利目的行為と判断される催事は開催できません。

(例) 物販中心のもの

企業PR、サンプリングや商品PRが中心のもの

公共的なテーマの乏しい飲食を中心としたもの など

※催事の内容や規模に応じて一定の物販やサンプリングは可能ですが事前に相談をしてください。また、スポンサー広告の掲出にも一定の制限がありますので事前に相談をしてください。

6. 使用料

承認書の交付時に使用料を納めていただくための納付書をお渡しいたします。使用開始前までに使用料を収めてください。

(1) 催事等

ア 金銭を徴収する区域：1㎡ 1日につき 32 円

イ その他の区域：1㎡ 1日につき 8 円

(2) 撮影

ア 写真：撮影者 1 人 1 日 1 公園につき 1,300 円

イ 動画：1 件 1 日 1 公園につき 15,000 円

※設営撤去の期間も使用料がかかります。

※撮影で独占利用する場合、利用範囲に 1㎡ 1日につき 8 円の使用料が加算されます。

7. 音出し行為への制限

- ・近隣に迷惑となるような大きな音を出す催事等はできません。また、コンサートの開催など、音を出すことができる時間は**原則土日祝日の12時から18時まで**です。
- ・承認申請にあたっては、必ず、**近隣施設**（愛知大学・グローバルゲート・中京テレビ放送）との調整を完了してください。近隣施設との調整は、催事の1か月以上前を目途として、使用する機材や催事内容及び時間帯を明確にした上で行い、了解を得てください。
- ・音出し行為を含む催事等の場合、近隣施設の了解後、催事の1週間前を目途として、必ず催事当日に連絡のつく連絡先を明記のうえで近隣周知を行ってください。
- ・これらが行われない承認申請は承認できません。

8. 提出書類

1. 管理地一時使用承認申請書（様式 I）
2. 近隣調整報告書（様式 C）
3. 企画書（催事等の趣旨）
4. 主催者連絡表
5. スケジュール表（設営から撤去完了まで。音出し時間明記）
6. 平面図（設置物及び養生方法、金銭徴収エリア面積を明記）
7. 設置物の立面図、仕様書、固定方法
8. 出展内容及び出展者名リスト（飲食、物販、PR）
9. 広告板、案内板仕様書
10. 運営マニュアル（警備、清掃、養生、非常時、災害時など）
11. 搬入搬出車両台数表（車検証の写しなど車両総重量のわかる書類添付）
12. 車検証の写し（留め置き車両がある場合）

※図面は巻末別図をご覧ください。

<参考書類>

- ・営業許可証の写し（飲食店が出店する場合）
- ・消防催物届の写し（火気を使用する場合、雑踏が予想される場合）
- ・建築確認申請書類の写し（建築確認申請が必要な物件を設置する場合）

9. 使用にあたっての主な注意事項

(1) 設置物の管理

公園等に設置物を置いている間は無人にならないようにしてください。必要に応じて夜間警備も行っています。

(2) 一般利用の安全確保等

ア 設営中も公園等は封鎖できません。歩行者が安全に通行できるようコーンバーなどで歩行者通路を確保してください。

イ 設置物を配置する際は、原則として幅3m以上の通路を確保してください。

(3) 車両の乗入れ

ア 公園等の中への乗入許可は必要最低限とさせていただきます(搬入出車両(イベント中の留め置きは不可)、キッチンカー、警備車両(夜間)などに限る)。送迎車や街宣車の乗入れはできません。

イ 車両の乗り入れは、車両総重量が8トン未満の車両に限ります。車両を乗り入れる際は、据え切り行為によるタイヤ痕や公園等の毀損・汚損に十分配慮してください。
※車両通行可能エリアについては別図を参照してください。

(4) 公園等の施設の保全

ア 公園等の施設を毀損・汚損するおそれのある行為は禁止されています。

イ 使用前に市職員と立会いを行い公園等の毀損・汚損状況を確認します。

使用にあたっては、養生等汚損防止対策を実施していただき、設営業者、来園者、出展者等が公園等の施設を毀損・汚損しないように注意してください。また、撤去時に清掃を実施していただき、ごみ、汚れは残さないようにしてください。

ウ 撤去完了後も市職員と立会いを行い、使用前になかった毀損・汚損が見つかった場合は復旧をしていただきます。

(5) 使用承認対象時間

使用承認の対象時間は原則6時から21時までです。設営撤去を含めこの時間におさまるようにスケジュールを作成してください。

(6) 催事参加者以外の公園等の利用

催事開催中は、原則どなたでも会場に入れるようにしてください。(入場料を徴する催事を除く) 来場者に対し飲食物の持ち込みを禁止することはできません。

(7) 公園等の施設の効能の確保

設置物が公園等の施設の効能を妨げないようにしてください。(設置物により、手すりやスロープ、点字ブロック等の効能を妨げることがないようにしてください。)

9. 使用にあたっての主な注意事項

(8) 乱横断の防止

1号公園と名古屋都市高速道路の高架下広場の間は車道によって分断されています。このため、乱横断を誘発するような催事内容とらないようにしてください。

(9) テント設営時の風対策

ささしまライブ 24 地区内では、場所によっては強いビル風が吹く恐れがありますので、テントの設営の際は十分なウェートで固定する等の安全対策を実施してください。また、日をまたぐ使用の場合、夜間等使用しない場合はテントを折り畳むなどの対策を実施してください。

(10) 公園等の施設設備について

催事を行うにあたり、公園等の維持管理に供している電源や散水栓等の使用はできません。

(11) 関係行政機関等への届出

催事等について必要な法令等に定められた関係行政機関等への届出及び許可申請等は、申請者の責任において、定められた期日までに行ってください。

10. 高架下広場における行為の制限について

名古屋都市高速道路の高架下広場につきましては、「9. 使用にあたっての主な注意事項」のほか、高架道路の直下であること、水景施設があること等に伴う使用の制限・注意点が 있습니다。

(1) 火気の使用の禁止

火気は使用することができません。(※なお、1号公園においても飲食販売を目的とした調理に伴うものであって安全が確保されているものを除き、火気の使用は原則禁止しています。公園等においてバーベキューなどはできません。)

(2) 発電機の使用に関する注意

催事等で使用する発電機への給油行為は禁止します。給油した状態で搬入を行ってください。

また、ガソリンや軽油など揮発性の高い液体の保管は禁止します。

(3) 橋脚周りの設置物の禁止

橋脚の緊急点検等に支障しないよう、橋脚の周囲2mは設置物を置くことはできません。また、橋脚までの緊急車両用の動線(別図を参照ください。)についても同様です。

(4) 水景施設に関する注意点

中央エリア内の水景施設に用いられている水は、飲んだり触ったりすることを想定した水ではありません。このため、イベントなどにおいて水景施設の水を利用することや水景施設内に設置物を置くことなどはできません。

また、水景施設の水量等を調整することはできません。

(5) 建築物の建築の禁止

確認申請の要否に関わらず、高架下広場においては建築物の建築はできません。

(6) 水上交通に関する注意点

クルーズ名古屋の乗降客の動線等の確保が必要となります。運航計画を確認のうえ、名港開発振興課に調整をお願いいたします。

(問い合わせ先: 名港開発振興課中川運河担当 052-972-3975)

上記以外にも、催事内容によっては公園等を使用するうえでの制約が課せられる場合がございます。それらが催事の開催、広報に影響することがございますので、早めにご相談いただきますようお願いいたします。

11. 堀止緑地との一体的な利用について

堀止緑地を催事等に利用するためには、名古屋港管理組合の許可が必要になります。

名古屋港管理組合が定める取扱要綱に従って手続きを行ってください。

(問い合わせ先:名古屋港管理組合港営部関連事業室 052-654-7979)

12. 催事の広告について

公園等をご案内される際には、愛称キャナルパークささしま・ロゴをご使用ください。

カラー、黒単色並びに白単色があり、一例を示しています。



ウェブサイトやチラシを作成する際には、上記注意事項を十分ご確認くださいませようお願いします。作成前に詳細な打合せを行うことをお勧めいたします。

住宅都市局ささしまライブ 24 総合整備事務所
公園等使用担当
電話:052-453-0171

(巻末)

<別図>

1. 1号公園

2. 高架下広場

<様式>

様式1 管理地一時使用承認申請書(新規・更新)

様式2 管理地一時使用承認書(新規・更新)_有料の場合

様式3 管理地一時使用承認書(新規・更新)_無料の場合

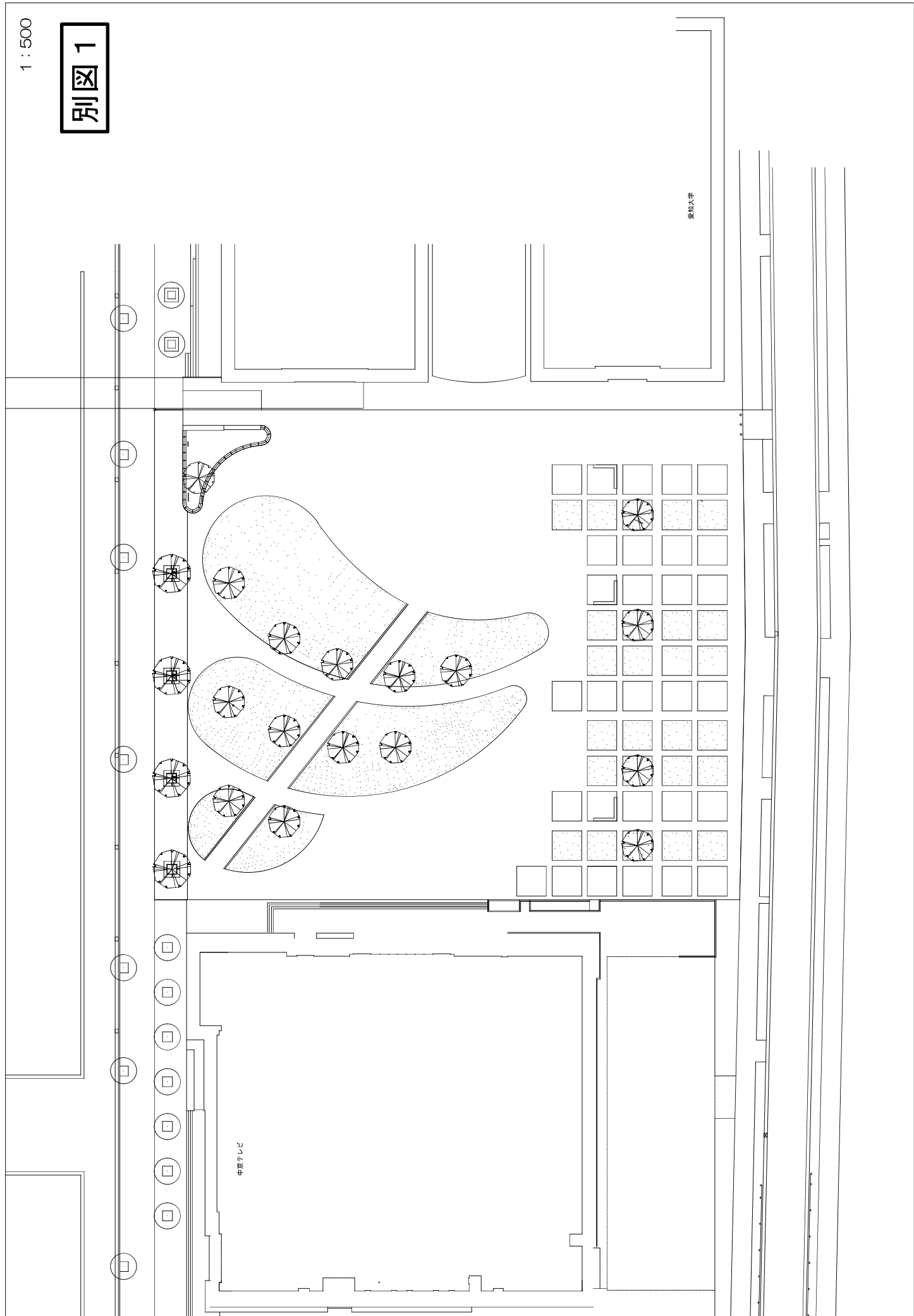
様式6 管理地一時使用完了届

様式A 管理地の使用について(依頼)_優先確保の場合

様式B 管理地の使用について(依頼)_一般予約の場合

様式C 近隣調整報告書

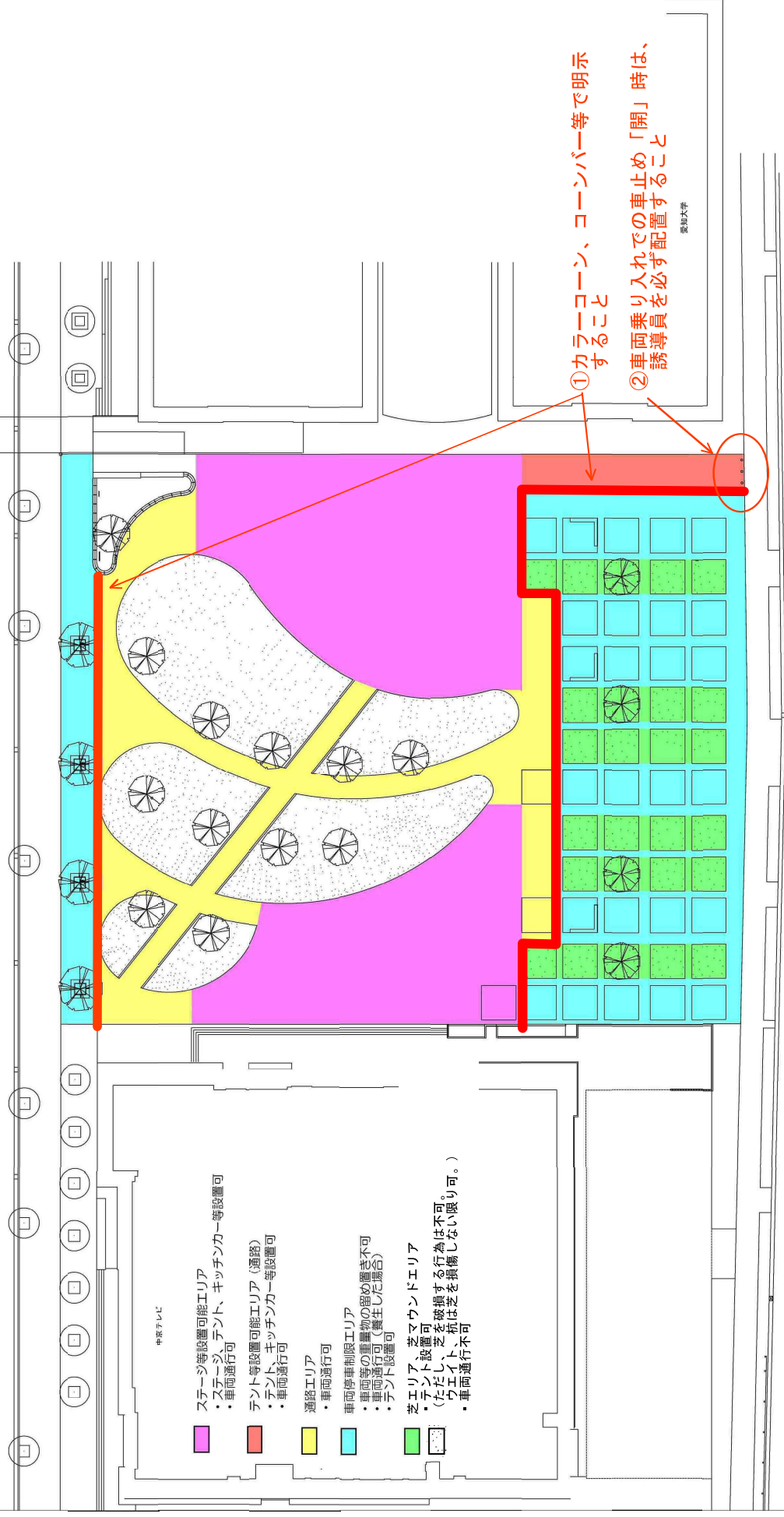
別図 1



園内搬出入車両の通行について

中央テレビ

- ステージ等設置可能エリア
 - ・ステージ、テント、キッチンカー等設置可
 - ・車両通行可
- テント等設置可能エリア (通路)
 - ・テント、キッチンカー等設置可
 - ・車両通行可
- 通路エリア
 - ・車両通行可
- 車両停車制限エリア
 - ・車両等の重物の留め置き不可
 - ・車両通行可 (養生した場合)
 - ・テント設置可
- ズエリア、芝マウンドエリア
 - ・テント設置可 (ただし、芝を破壊する行為は不可。)
 - ・芝を踏まない限りは芝を損傷しない限り可。)
 - ・車両通行不可

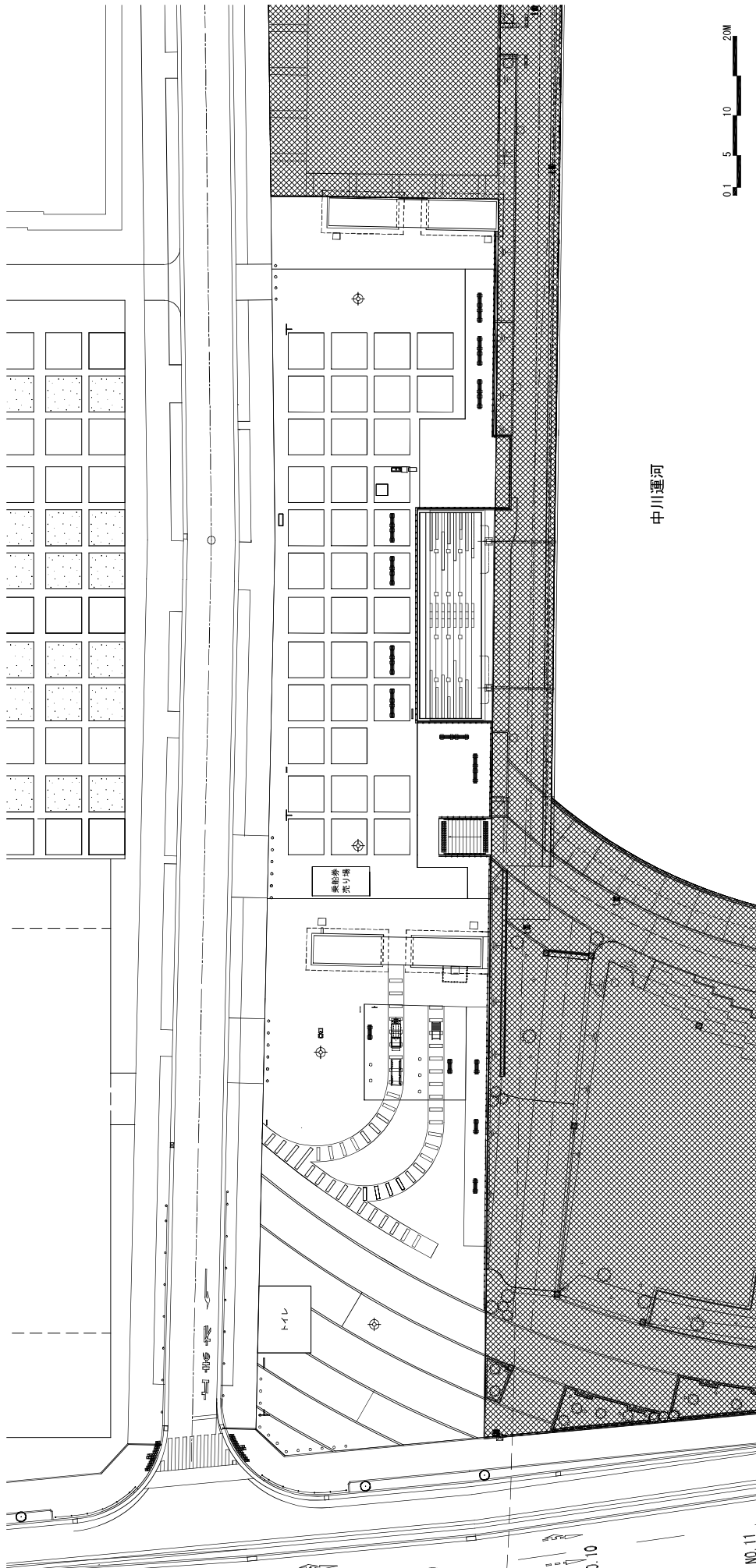


愛知大学



S=1:500

[A3版]



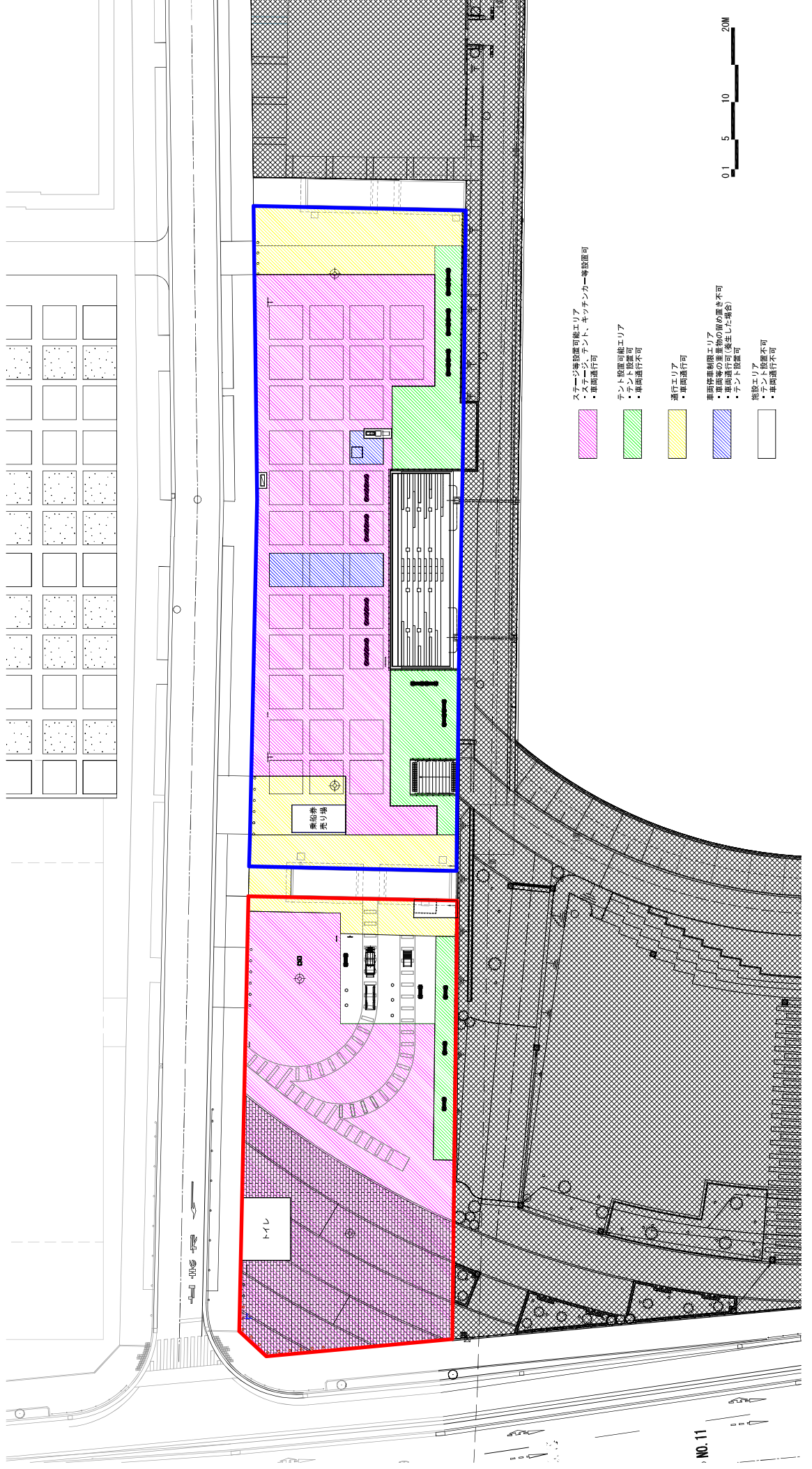
0 5 10 20M

中川運河

西エリア
中央エリア



[A3版]



- ステーション等設置可能エリア
・駅前広場
・駅前通行人
・駅前通行人
- テナント設置可能エリア
・テナント設置可能
・駅前通行人不可
- 通行エリア
・駅前通行人可
- 車両等設置可能エリア
・車両等の設置物の設置不可
・車両等の設置物の設置可能(発生した場合)
・テナント設置可能
- 施設エリア
・テナント設置不可
・駅前通行人不可

0.1 5 10 20M

管理地の使用について（依頼）

年 月 日

（あて先） 名古屋都市計画事業ささしまライブ 24 土地区画整理事業
施行者 名古屋市 代表者 名古屋市長

住所（所在地）

フリガナ
氏名（名称及び代表者名）

（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）

生年月日

担当者の氏名及び連絡先

みだしのことについて、下記のとおり催事等を実施したいので、管理地の使用について優先確保をしていただきますようお願いいたします。申請書の提出につきましては公園等の使用を開始する 2 週間前までに申請します。

なお、催事等名、団体名、担当者の連絡先等の開示については、承諾します。

記

催事等名	
開催趣旨	
主催者	
本市後援の依頼先 （本市主催の催事等は不用）	
公園等の使用期間 （準備・撤去日含む）	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
催事等の開催期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
使用土地名	
その他	

管理地の使用について（依頼）

年 月 日

（あて先） 名古屋都市計画事業ささしまライブ 24 土地区画整理事業
施行者 名古屋市 代表者 名古屋市長

住所（所在地）

フリガナ
氏名（名称及び代表者名）

（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）

生年月日

担当者の氏名及び連絡先

みだしのことについて、下記のとおり催事等の実施に伴う使用手続きをすすめたいので、管理地の使用について確保をしていただきますようお願いいたします。申請書の提出につきましては公園等の使用を開始する 2 週間前までに申請します。

なお、催事等名、団体名、担当者の連絡先等の開示については、承諾します。

記

催事等名	
開催趣旨	
主催者	
本市後援の依頼先 （本市主催の催事等は不用）	
公園等の使用期間 （準備・撤去日含む）	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
催事等の開催期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
使用土地名	
その他	

(様式 C)

近隣調整報告書

年 月 日

調整相手	
調整日時	
調整内容	
調整結果	了解 ・ 了解しない
	<了解の条件>

※調整に使用した書類を適宜添付してください。